

## 働き方改革関連法案(3) 「年次有給休暇の取得促進」等

### 1. 年次有給休暇の取得促進

年に10日以上年次有給休暇が付与される労働者に対し、そのうち5日について、使用者による時季指定付与の義務化

- ・使用者は、時季について労働者の意見聴取義務・意思尊重努力義務
- ・使用者は、「年次有給休暇の管理簿」の作成義務化

### 2. 中小企業における月60時間超の時間外労働の50%割増賃金の適用猶予の廃止

平成22年4月1日から大企業については施行されていた、1か月60時間を超える時間外労働についての50%割増率賃金の支払い義務が、中小企業にも適用(施行は、平成34年4月1日施行)

### 3. フレックスタイム制の見直し

- ・現在1か月以内と決められている労働者が労働すべき時間を定める清算期間の上限を3か月に延長
- ・清算期間全体の労働時間とは別に1週間50時間を超える労働時間について、割増賃金の支払い対象化

### 4. 企画業務型裁量労働制の適用拡大(下記業務等の追加)

- ・事業運営に関する事項について、繰り返し、企画、立案、調査及び分析を主として行うとともに、これらの成果を活用し、当該事業の運営に関する事項の実施状況の把握及び評価を行う業務
- ・法人である顧客の事業の運営に関する事項についての企画、立案、調査及び分析を主として行うとともに、これらの成果を活用し、当該顧客に対して販売又は提供する商品又は役務を専ら当該顧客のために開発し、当該顧客に提案する業務

### 5. 特定高度専門業務・成果型労働制(高度プロフェッショナル制度)

時間ではなく成果で評価される働き方を希望する労働者のニーズに応え、その意欲や能力を十分に発揮できるようにするため、一定の年収要件を満たし、職務の範囲が明確で高度な職業能力を有する労働者を対象として、長時間労働を防止するための措置を講じつつ、時間外・休日労働協定の締結や時間外・休日・深夜の割増賃金の支払義務等の適用を除外した新たな労働時間制度の選択肢として、特定高度専門業務・成果型労働制(高度プロフェッショナル労働制)を設ける

【対象業務】アナリスト、コンサルタント、為替ディーラー、研究開発、金融商品の開発 等

【対象労働者】年間給与額が、1,075万円以上の労働者

### 6. 産業医・産業保健機能の強化

事業主は、産業医の勧告を受けたときは、省令の定めにより、安全衛生委員会等に報告義務 他

### 7. 務間インターバル制度導入の努力義務化

「健康及び福祉を確保するために必要な始業から終業までの時間の設定を講ずること」を事業主の努力義務化

### 8. 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律

雇用対策法を改称し、国に対して、労働時間の短縮その他の労働条件の改善や均衡待遇の確保、育児や介護、傷病の療養等の事情を抱える労働者の両立支援等を推進する施策の充実を求める。

【国が講ずべき施策】傷病の治療を受ける労働者等の職業の安定を図るため、雇用の継続、雇用管理の改善及び離職を余儀なくされる労働者の円滑な再就職の促進を図るために必要な施策を充実すること 等